

# 議 報 告 会

北檜山会場 7/17

平成30年7月17日、18日、

23日の3日間、町内3区で開催した議会報告会についてお知らせいたします。

議会報告会については2年ぶりの開催となり、3会場であり、延べ100名の出席がありました。

冒頭、菅原議長の挨拶の後、クラスター特別委員会及び町政のあり方に関する特別委員会の熊野副委員長、総務厚生常任委員会の大野委員長、産業教育常任委員会の真柄委員長から調査結果の報告を行い、その後、議会に対する質疑応答を行いました。その要点を一部抜粋し、お知らせいたします。

Q. 調査結果でクラスターの補助金の返還要求を凍結するところがあるが、一時返還要求をしたのか。

A. 畜産クラスター事業に係る1億5千万円の返還要求を行い、それについて凍結したものです。

Q. 3月1日から29日までの間に産業教育常任委員会で協議をしなかったのはなぜか。

A. 議会側から要求した資料の提出があれば、常任委員会が開催出来たと思っっている。

Q. 町長選挙の時に議長個人の便りが出たが、選挙期間中に議長の立場である時正解だったのか。

A. 議員活動の自由、表現の自由の範囲の中で信念を持って出している。その時の必要性、重要性を判断しているが、たまたま選挙が接近していたということにすぎない。

Q. 議会として報酬カット等についてどう考えているか。  
A. これから検討する。

Q. 町長自ら減給の判断をしたが、議会側にも何らかの責任があると思うが、一般の町民集会に出席されなかった方々の考えは。

A. 専決処分については違法であるとの信念のもと、議会の責任は一切ないと思っっている。

・責任については議会として是々非々で決めたい。  
・本予算が3月中に出来なかったことが問題と思っっているので、このあと協議されると思っっている。

大成会場 7/18

Q. 第6回クラスター特別委員会採決に入ると思ったが、途中で休憩があったが、その休憩中に何があったのか。

A. この日に取りまとめを終了する予定で委員長と副委員長の見解について意見の集約をしていたが、協議の過程で修正する意見もあり、その調整も大事であったため休憩し調整に入った。

一部では良しとする意見と修正してほしいという意見と協議しており、結果、取りまとめ修正案について継続協議となった。

Q. 町政のあり方に関する特別委員会の調査報告で継続調査中の案件は議会の反対を押し切って専決処分をすることは不適切で云々とあるが、このことがクラスター問題の元だと思っう。

また、町長が給与の減額をしたなら、議会も同じように町民に心配をかけたというこ

とで報酬を減額し、喧嘩両成敗で終わった方がいいと思っうが。

A. 町政のあり方に関する特別委員会の合意について、これは、継続調査の案件を議会の反対を押し切って専決処分することは不適切な行為であるため、継続調査中の案件について、専決処分为再び行わないこととするものです。

不適切という言葉は良くない、やってはいけないということなので、町長自身が専決処分の行為について否定的な形で認めざるを得なかったという事で解釈の余地はない。また、町長が減給処分したから議会もという意見ですが、これから協議することとなっている。

Q. ふるさと納税の返礼品について、地場産品を100%取り扱っているのか。

A. 今後、地場産品で100%賄えるよう常任委員会の調査の中で提言していきたい。



Q. あわび山荘について、平成26年に廃止検討をまちづくり特別委員会で協議し、結論として廃止の時期はまだ早く、町長と公社が話し合うことで終わりましたが、昨年の町長選で課題解決されれば改築を推進するとした公約が出された。

この問題について、早めに着地点を見つけてほしい。

A. 今後どのように対処していくか全体の中で協議したい。

Q. 学校給食費の無償化はどうなっているか。

A. 否決とならなかったために無償化となったが、公的保障の中で自治体が続けていくかどうかは大変大きな時期に来ている。

Q. 4月12日の第2回臨時会で、町長の給与に関する再議において休憩に入り、午後五時まで何の説明もなく非公開での協議をしたが、何を協議したのか。

A. 休憩の中で再議の問題と、すでに可決している条例の問

題について話し合い、この中で町長が自ら処分の措置を取ると言うことで、整合性をどう取るか議論した。その中で、町長には再議を取り下げてもらい、そのかわり議会が議決した30%の減給処分については失効手続きを取るということを提案したが、町長が応じなかったため、説得したが功を奏さず自然閉会となった。

自然閉会となったことについては甘んじて町民の皆さんの批判を受けたいと思う。

Q. 政治倫理協議会の件で、細川議員の辞職勧告についてはっきりしていない。議会運営委員長という重責も持っているが、そういうものを持たせてどうなのか。

A. 議員の倫理として一度は進退をはっきりさせるべきと思いついたが、公的に辞職しなければならぬ法律はないので、あとは本人の意思となります。

議運の委員長として判断していた、他に方法はない。

Q. 議長として議運の委員長としての適格性をどう考えるか。

A. 議運の委員長の資格と倒産した問題は別の問題と判断している。

Q. 町政のあり方に関する特別委員会の調査結果で、町長と議会は合意したが、この合意を持って正常な議会運営になったと理解していいか。

A. 議会運営自体は正常化されていると判断するが、残った課題もある。

Q. 町長は違法なことをしたと議会は議決したが、そのまま町長に置いておいて良いのか。

A. 町民の皆さんの判断であり、皆さんの民意に従う。

Q. 暫定予算になったことによって、職員の労働費、暫定予算を組むための経費など町民は被害を被ったと思うがどうか。

A. 学校給食費と保育料については無償にできなかったが、本予算成立後、遡及して免除された。町民が受けた被害は回復されることが前提の話であり、莫大な被害を被ったことにならないと思う。

Q. 認定こども園は新町のまちづくりの中で計画されていたのか。また、合併時の条件として担保されていたのか。

A. さらに、将来少子化の中で瀬棚保育所が存続できるのか。A. こども園については平成

17年に計画は示されている。時代の要請の中で、認定こども園という新しい仕組みの中でさらに検討を重ねることが課題である。

Q. 町民集会在2回行われたが、議会も町民向けに議会報告会を適切な時期に開催してほしいかった。

A. 町民集会に即応した形で議会報告会を行うことは、むしろ考えるべきではないという考えだった。



大成会場



瀬棚会場